

第 1 8 次東京都消費生活対策審議会
総 会（第 2 回）
議 事 録

平成 1 6 年 2 月 2 4 日（火）

都庁第一本庁舎42階特別会議室 A

午前10時00分開会

消費生活部長 大変お待たせいたしました。本日、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本審議会の事務局を担当しております生活文化局消費生活部長の高田と申します。よろしく申し上げます。

ただいまの委員ご出席の状況でございますけれども、ご出席をいただいております委員の方は22名、委任状を1通いただいております。委員総数の半数以上の出席という総会開会に必要な定足数に達しておりますことを報告申し上げます。

それでは、会長、よろしく願い申し上げます。

松本会長 ただいま消費生活部長からご報告がありましたとおり、総会開催に必要な定足数に達しておりますので、東京都消費生活対策審議会第2回総会をただいまから開催いたしたいと思っております。

まず新たに委嘱されました委員につきまして、事務局からご紹介をお願いいたします。

消費生活部長 前回の昨年9月の総会以降、平成15年11月1日付で新たに委嘱をいたしました都議会議員の委員についてご紹介申し上げます。高橋かずみ委員でございます。

松本会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進行させていただきたいと思っております。

まず、審議に入る前に簡単にこれまでの当審議会の経過につきましてお話をいたしたいと思っております。

昨年、平成15年9月16日に知事から諮問事項「東京都消費生活条例に基づく保証表示のあり方及び指定する商品等の見直しについて」の諮問を受けました。この主な諮問の趣旨は、消費者が商品等を購入するに当たり、その保証の内容について正確な情報が得られるように、商品等の多様化や複雑化が進む中で流通実態、消費行動の変化等も踏まえて、今日の保証表示のあり方、及び条例で指定する商品等の見直しについて検討するというものであります。この諮問事項を審議するために、後藤委員を部会長とする保証表示部会、及び鈴木深雪委員を小部会長とする保証表示小部会を設置しまして、小部会につきましては7回、部会につきましては5回開催をし、ご審議、ご検討を重ねていただきました。その中で保証表示部会としての中間報告を取りまとめていただき、本日ご報告をしていただくことになりました。

それでは、後藤部会長からご報告をお願いいたします。

後藤部会長 それでは、お手元の間接報告に沿いまして説明させていただきます。

問題となっている条文は東京都消費生活条例第17条でございます。17条を見ますと、知事は、必要があると認めるときは、商品又はサービスごとに、その品質、性能等を保証する旨の表示につき、表示すべき事項、表示の方法、その他表示に関し、事業者が守るべき事項を指定することができる旨を定めております。昨年9月にこの17条につきまして、商品等や流通の多様化、消費行動の変化等を踏まえ、保証表示のあり方及び指定する商品等の見直しについて審議するようとの諮問を知事から受けまして、保証表示部会及び保証表示小部会を設置し、そこで審議を行ってまいりました。審議に当たりましては、消費者の意識調査とヒアリング調査、そして関係事業者及び事業者団体に対するヒアリングを実施しまして、その結果を本日参考資料として提示しております。部会及び小部会ではこれらの調査を通じ、現状やニーズを踏まえた実効性のある保証表示のあり方、及び指定する商品等の見直しについて提案することを目指して検討してまいりました。以下、その結果をご報告申し上げます。

中間報告の第一「東京都の保証表示制度とこれまでの取組」というところでありますけれども、まず商品の指定につきまして、東京都では昭和50年12月施行の東京都消費生活条例において保証表示制度を創設し、先ほどの17条であります。昭和52年4月にその対象として、電器洗濯機等35品目の商品を指定しました。その後も新しい商品の登場とその保証書の普及状況を勘案し、都民の消費生活に関連の深い商品のうちから販売に当たって保証書の添付が慣例化しているものであって、家庭への普及率が高いもの、及び今後普及すると予想されるものを選定基準としまして、随時指定商品等の見直しを行ってまいりました。その結果、現在では62品目の商品を指定しております。

次に保証表示のあり方につきまして、保証表示のあり方としましては、事業者に保証書の添付を義務づけるということも考えられないわけではございませんけれども、東京都の制度は事業者が商品に保証書を添付するような場合に、その表示事項について一定の義務づけを行うもので、消費者にとって、保証内容をわかりやすく正確なものにするために、保証期間や保証の条件等、現在11の表示すべき事項を定めているわけでありまして。

以上がこれまでの取り組みについてのお話であります。

次に、資料の第二「指定商品等の見直し」のところではありますが、1として「指定商品の追加、削除及び適用範囲の改正」についてお話し申し上げます。

東京都はこれまで耐久消費財の保証書を対象として指定を行ってまいりましたが、平成8年

に電気衣類乾燥機等を指定した以後、指定商品の見直しを行っておりません。そのため、その後の社会状況の変化を踏まえた見直しが必要な状況になっております。前回の指定以後の耐久消費財関係の変化としまして、デジタル家電製品、特にDVD、デジタルカメラ、液晶・プラズマテレビの大幅な普及が挙げられます。またパソコンや携帯電話、さらにはカーナビ等の普及が急速に進むとともに、食器洗い乾燥機、電磁調理器、温水洗浄便座、さらには椅子式の電気マッサージ器なども出荷台数を伸ばしております。

このような状況を踏まえまして、先の選定基準によりまして検討した結果、別紙2に示しましたように、指定商品の追加、削除及び適用範囲の改正を行いました。具体的には、新規指定として食器洗い乾燥機、携帯電話端末、パソコン等9品目、適用範囲の改正としましては、テレビ、これは従来のブラウン管受像機に液晶・プラズマ受信機を加えることです。それから電話機、これはファックス機能を備える電話機を加えるというものでありまして、この2品目を選定しました。それとともに、すでに製造が中止された商品について指定の解除を1品目ワープロであります、これを選定いたしました。

以上の指定商品等の見直しは、先に挙げました家庭への普及率が高いもの等の基準から選定したものであります。介護用品、たとえば車椅子など、必ずしも一般的な普及率は高くなくても、必要な人への普及率は非常に高いという商品等につきましては、今回の指定の範囲には入っておりませんが、近い将来の課題であると考えております。

次に「表示すべき事項」でありますけれども、表示すべき事項につきまして、東京都消費生活条例第17条に基づく告示は11の項目を挙げております。平成14年の条例改正で表示すべき事項、表示の方法、その他表示に際し、事業者が守るべき事項の指定につきまして、当審議会に諮問しなければならない事項から削除されましたけれども、今回の諮問事項を審議する過程では、業界団体ヒアリング等で表示すべき事項等について意見を聴し、審議会として検討を行いました。その結果、別紙3のとおりに表示させるべきであるという結論に至りました。今回の変更点は、告示11の「法的責任」の部分であります。この部分は従来は次のような表現になっておりました。「事業者は当該保証表示によって当該商品に係る法律上の責任を免れるものではない旨」となっておりました。その趣旨は、メーカーが保証書により責任を負う場合でも、売り主の瑕疵担保責任等の他の法的責任の成立は何ら妨げられないということであります。この表現を今回「保証書によって、保証書を発行している者（保証責任者）以外の事業者の法的責任を制約するものではない旨」と改めました。こう改めましたのは、従来表現によりますと、事業者が法的責任を免れることが

およそあり得ないように読める可能性があります。2000年に成立しました消費者契約法に照らしましても、メーカーと消費者の合意、あるいは販売店と消費者の合意によって、メーカーや販売店が法律上の責任を免れることがあるということが生じているためであります。ただし、現在の保証書は消費者契約法に照らして免責が認められるような書き方をしておりませんので、保証書の記載によって免責が認められるという状況にはないと考えられます。この問題につきましては、保証ないし保証書の法的性質をめぐって部会でも議論が行われました。メーカーが保証書を発行している場合にメーカーと消費者との間で、メーカーが保証書を発行し、消費者が販売店を通じてこれを受け取ることによって、メーカーと消費者との間にメーカーが保証書による責任を負うとする契約が成立すると思えますと、契約関係がメーカーと消費者の間にあるわけでありますので、そのメーカーと消費者との間で免責条項ということを考えることができます。しかし、メーカーと消費者の間には直接の契約関係がないわけでありますから、保証書によってメーカーが負う責任というのは、契約による責任ではなくて、いわば一方的に債務を負担する行為による責任だ、こういう見方をしますと、メーカーと消費者の間に契約関係がありませんので、そのメーカーと消費者との間で免責条項を考えることがそもそもできるのかということも議論になりました。また、販売店と消費者の間では直接の契約関係がありますので、そこで免責条項を考えることはできるわけでありますが、販売店が一定期間無償で修理をする旨の保証をしたということが、それだけでそれ以外の責任を免除する旨の合意があるという趣旨に解釈できるかどうか、これはまた別途考察すべき問題であるということになるかと思えます。

このように見ていきますと、保証書による免責の問題は一つの重要な論点であると思えることができます。しかし、現状においてこの保証書による免責の問題が実際上顕在化していないという状況でありますので、本報告書ではこれについて言及する必要はないと思えました。これに言及することによって、保証書発行者が保証書によって自己の法的責任を制約することに何ら問題はないという印象、誤解を生ずるということはむしろ本意ではないということであります。このようなことから免責についての言及はしないで、先ほどの告示11の表現に改めたということであります。

次に「表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項」でありますけれども、今回の消費者調査におきまして、保証書の表現についてもっとわかりやすくしてほしいという意見が多数寄せられました。消費者調査の結果を見ますと、文字が小さくて読みにくい、

表現がむずかしくて理解できないという不満が圧倒的に多いわけであります。保証表示に際しましては、昨年10月に高齢者に配慮するためにJIS規格化された年齢に応じた文字の大きさの規格等を踏まえ、消費者にとって読みやすい文字とわかりやすい表現及び方法を用いることが必要であると考えます。読みやすい文字といえますのは、文字の大きさだけでなく、背景の色との関係で見やすい色を使うというようなことも含まれます。それからわかりやすい表現ということとの関係では、たとえば都が表示すべき事項の一つとしている先ほどの告示11の「法的責任」も消費者にとってわかりにくいものの一つであります。ここに言います「法的責任」とは、売り主である販売店の瑕疵担保責任、債務不履行責任等や、メーカーの不法行為責任、製造物責任を意味するわけでありますが、これらの責任について消費者はわかりにくいということでもありますので、たとえば販売店の保証書の場合、販売店が売り主としての責任を免れるのではないということを消費者にわかるように説明する必要があると考えます。

さらに、保証表示を提供する時期についてであります。事業者は販売に当たって消費者に対して保証表示内容を事前に提示するとともに、必要に応じて、または消費者の求めに応じて説明等を行うべきであります。さらに事業者が消費者に保証書を渡す際には、保証書に記入漏れがないように、所定事項の記載を徹底させることが必要であります。それから保証表示の媒体としましては、保証書というものが一般的であるわけでありますが、これは保証書に限定されるものではないと考えております。たとえばインターネット上の保証表示なども考えられます。しかし、現在の状況を調べましたところ、東京都の消費者相談の事例を過去5年間ほど調査しましたところ、インターネット取引について保証表示の内容とか、履行についての苦情がほとんど出ていないという状況であったために、今回はこのインターネット上の保証表示ということについては立ち入って検討しておりません。また、保証書という文言以外に、たとえば販売店の保証などでは、保証という文言ではなくて、保険という文言などを用いている例も見られましたけれども、保証という文言にこだわることなく、修理、取り替え等、通常保証とされている場合と同趣旨の記載がある場合については、これについても保険というような言葉を使っている、条例17条の適用があると考えられるということでもあります。

次に第三の「新たな視点での検討」に移らせていただきます。

IT化の進展や、価値観、ライフスタイルの変化、さらには販売戦略の多様化等、消費者を取り巻く状況の大きな変化の中で、これまで保証表示の対象として規定していなかつ

た新しい商品やサービス等が登場してきています。そこで、これらについての条例の適用について検討を行いました。

まず、第1に中古品でありますけれども、消費者向けの中古・再生品の国内市場規模は、リサイクル意識の高まり等で、新製品市場の約1割の規模にまで拡大しております。また、家庭用パソコンは平成15年10月から資源有効利用促進法が適用になりまして、今後、消費者が使用したパソコンをみずから中古市場に持ち込むケースが増えると予想されます。さらに大手パソコンメーカーが保証書付きの自社ブランド中古パソコンの販売に乗り出したことも注目に値します。現在、自社ブランド中古パソコンを販売しているのはNECとIBMですが、NECのみ6カ月のメーカー保証をしているという状況にあります。条例17条の書き方ですと、中古品を特に適用対象としないという表現にはなっておりませんで、従来から中古品についても、条例が適用されるということは認められておりました。しかし、中古品の市場拡大の動きを踏まえまして、中古品に保証書を添付する場合には条例の適用対象であることを周知すべきであるという表現をこの報告書では用いました。その際に、表示すべき事項及び表示の方法、その他の表示に際し、事業者の守るべき事項につきましては、先ほど第二で述べましたところがそのまま適用されるというふうに考えます。

次に販売店独自の有料保証についてであります。メーカーや販売店による無料保証に加えて、現在では、家電量販店等が実施している有料の延長保証もかなり普及しております。これは1年間のメーカー保証に付加する形で、販売店がさらに2から4年程度の保証を上乗せするものであります。具体的には、消費者が購入時に購入金額の数パーセント程度を支払うことで加入できる有料サービスでありまして、延長保証期間中に故障や破損が生じた場合に消費者は修理費用を負担せずに済むというものであります。消費者に対するアンケート調査から見ますと、無料保証と有料保証の場合を加えますと、約6割の消費者が保証書等を利用したことがあると回答しております。保証表示は消費者が商品選択をする際の情報として貴重なものでありまして、消費者にとって商品等の選択をしやすいとするという観点から、販売店の保証サービスも比較できるように、その表示事項について一定の標準化を図るということは重要な課題であるということになると思います。

さらに、メーカーの保証と販売店の保証とではその法的性質に差異があるとしても、消費者は両者は期間が違うだけの同じような保証と考えている可能性が高いわけでありませぬ。このような状況を踏まえまして、販売店独自の無料保証については当然のこととして、

有料保証につきましても条例の適用を認めるということが妥当であると考えました。ただし、その際に表示すべき事項等については、有料保証が保険的な要素を含むものもありまして、そのサービス内容が多様であることから、先ほど第二のところでも検討した事項をそのまま当てはめるべきかどうかについては、さらに検討する必要があると考えます。

次にサービスのところでありまして、経済のサービス化を反映し、消費者に提供されるサービスはますます多様化しております。条例17条は、サービスについても、これを対象にしているわけでありまして、これまで指定されてきましたのは商品のみでありまして、サービスについては指定してこなかったわけでありまして、そこで、今回、幾つかのサービスについて、その保証の実態を調査して、指定する必要があるかどうかを検討いたしました。具体的には住宅リフォーム、ホームセキュリティ、クリーニングについて、事業者団体へのヒアリング調査等を行いました。その結果、今回調査したサービスについては、ほとんど保証書の添付は見られなかったわけでありまして、消費者アンケートの結果でも、サービスについての保証書を受け取った経験のある消費者は3.9%という数字であります。サービスについては、そのサービスの保証の法的性質についても部会で議論をいたしました。これにつきまして、サービスの形が残っているような場合、たとえば白アリ駆除をしたというような場合、そういう内容のサービスでありますと、残ったものについての保証書による責任追及ということが考えられるわけでありまして、他方、たとえばホームセキュリティサービスのように、保証という表現は用いていても、むしろそこで問題となっているのはサービスの内容自体であると考えられるものもあるわけでありまして、これについての検討はむずかしい問題があるということでありまして、

これらについて検討する必要があるわけでありまして、いずれにせよ、実態としまして、サービスについての保証書の普及率が極めて低いということがポイントになりまして、今回、サービスについての具体的な指定ということはないという結論に至りました。サービス全体につきましては、保証表示よりも、まず契約の内容を適正に表示させるべきで、現時点では条例17条の保証表示の適用対象として具体的なサービスを指定するまでには至っていないと考えたわけでありまして、当面は各種サービスの保証実態について引き続き把握に努める必要があると考えるわけでありまして、

以上で報告を終わります。

松本会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの中間報告につきまして、ご意見、ご質問、あるいは今後の審議に当たっての留意点など、皆様のご意見をお出しいた

だきたいと思います。どの部分からでも結構ですから、どうぞ。

曽根委員 部会のほうで大変丁寧に、いま出回っている商品の必要なものについて検討していただいたことに本当に心から敬意を表したいと思います。新たに指定された九つの商品と、それから指定内容の改善については、適切な方向だと思いますので、私も早くやっていただきたいというふうに願う一人です。

その上で、先ほどの報告の中で、車椅子の話が出ていたんですが、これは保証表示に関する条例の趣旨から言うと、いままでの電気製品などを中心とする、かなり販売、普及が進んでいて、保証書が売上促進のために役に立つとメーカーが考えている、そういった商品に対する品質保証の表示の義務づけとはちょっとニュアンスが違うかもしれませんが、私はぜひ今後を検討していただきたいと考えております。それは、車椅子というのは、使う方が、大体、高齢者、障害者に限られていますけれども、それだけに安全とか、利便性といいますが、使いやすさというのが、特にメーカー側に強く求められる商品だと思うのです。消費者の側からはほとんど選ぶ余地がないといいますが、何らかの専門家を間に置いて、それが支給されたり、もしくは選ぶと。いまのところ、店頭でいろんな商品を選ぶというような形ではないと思うのですね。しかし、対象の消費者にとってはかけがえのないものですから、普及率も今後一層広がっていくだろうというふうに思います。それで、メーカーの側にある問題としては、私、身近な例で感じるのは、とにかく一たん壊れると修理の道がほとんどなくて、メーカーに一たん送り返して、なおってくるまでに大体2カ月ぐらいかかってしまうわけです。ネジ一本なくなっても、統一規格がほとんどなくて、大変時間がかかるという問題があって、これの統一規格をつくったり、また一般の方が修理できるようなルートをつくっていくためにも、保証書というのが一つのきっかけとっては何なのですけれども、力になるのではないかなということをいま感じています。アンケートにおいても、半分ぐらいの方が修理が必要なときに保証書を使っているとでいたものですから、そういう意味では、保証書の中でどのように修理すればいいのかということが書いてあるとすれば、それは一つの大きな信頼になりますし、メーカー側にとっても、そういうものをつけたほうが車椅子についてはいいというふうになっていくのではないかとも思えるので、その点をぜひご検討いただければと思います。私のざっぱく感想ですけども、専門家の皆さんでぜひご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

松本会長 では、介護関係についての審議のもう少し具体的な内容について、小部会長。

鈴木小部会長 車椅子についても検討したのですが、車椅子はお話がありましたよう

に、オーダーメイドのものがほとんどなので、故障したときには、そのメーカーさんとの関係で修理をするので、保証書をつけるという慣習はないようです。それで今回は見送りました。保証書付きの大量生産品のような車椅子が普及してきましたら、そのとき考えればいいのではないかということになりました。

佐野委員 基本的には賛成なのですが、ちょっと質問させていただきたいのは、新しいものと中古品の表示すべき事項が全く同じということなんです。中古品の場合は、消費者にとって、いつそれが製造されたのか、製造年だけでもいいですから、それが表示されると非常にわかりやすいと思います。それと、中古品の場合、10の修理内容の記載というのは、ある意味で中古品の履歴というふうに考えたらいいか、そこをちょっと伺いたい。

それともう一つ、今回、デジカメ、パソコンが入りましたけれども、プリンターが入らなかった理由は何でしょうか。大体、パソコンとプリンターというのは一対のようにして買いますので、その理由を教えてくださいということと、ワープロを解除されましたが、もう製造していないようですが、中古品ということを考えてときに、簡単に解除してしまっているものだろうか。もう少し解除するときに慎重になるべきではないかなというふうに思います。

最後は意見ですけども、このように、一つずつ商品を指定したり、解除したりというのは、消費者にとっても非常にややこしいのですよね。ですから、最終的には保証書を中心にして、保証書をつける場合はこうあるべきとして、指定商品をやめるという方向にはいかないかなと。現在は無理であっても、将来的にはそういう考え方もあるのではないかなというふうにいま考えています。最後は私の意見です。

後藤部会長 最初の製造年月日の中古品についてつけてほしいということですが、これはNECの中古パソコンをメーカーで販売しまして、それから保証書もつけているという現況がありまして、そのときのヒアリングの中でも出てきたことでありますが、基本的に新品のパソコンと中古パソコンというのは同じ形態の保証書を使っているというお話でした。それでは、内容も全く同じことが書いてあるのですかということ、それは違いますということとして、それは当然、中古品であるからには製造年月日がいつかというようなことは非常に重要な情報でありまして、そういうようなことについては、新品と同じ形態の保証書を使っているけれども、プラスして、そういう製造年月日について記載するということは行っているということでありました。部会のほうとしましても、現在の表示すべき項目について、プラス、中古品についての製造年月日等の記載ということについて、それを

排除する意図は全くありませんで、中古品についての特性といいますか、そういうことについては表示すべき事項に入る、そう考えております。

それから、プリンターについては、今回、パソコンを指定したわけでありませけれども、パソコン周辺機器については、どこまで指定するかという問題があります。これにつきましては事務局で説明を補ってください。

取引指導課長 プリンターの指定の関係ですが、今回、指定品目を検討するに当たって最近の普及率等を勘案し、9品目を追加したわけですけれども、ご指摘があったように、プリンターとか、すべての商品を全部網羅的にピックアップしたというわけではございません。したがって、たとえばこの商品はないのではないかというようなものが、幾つか品目としてはあり得るかと思えます。今回はパソコン本体を指定しておりますが、今後の状況を見て、プリンターが必要であれば、プリンターについても指定していきたいと考えております。

後藤部会長 ワープロの解除につきましても、事務局の調査に基づいて、部会で指定解除ということをしたわけですし、それについても、事務局のほうから少しお話しいただけますでしょうか。

取引指導課長 ワープロの解除につきましては、ワープロを販売していた業界団体に、指定について解除をする方向で消対審のほうで検討している旨を説明し、業界団体の意見をきいたところ問題ないという回答でした。また、はっきり記憶しておりませんが、たしか平成13年かそのぐらいに最後まで製造していたメーカーが製造を中止したという状況の中で、市場にはいま現在ほとんど出回っていないということがございましたので、今回、指定の解除を行ったわけでございます。

佐野委員 新品ならわかるのですが、中古品という場合は、まだまだパソコンは高いからワープロでキーボードの練習をしたいという方もいらっしゃると思うのですね。そのときに何もわざわざ解除する必要はないのではないかなと思います。

それからプリンターに関しては、パソコンを買うとき、ほとんど皆さん、プリンターも一緒に買うのではないのかしらと。デジカメより前にプリンターだと思います。なぜ入らないのかと、ちょっとまだ納得できないですけども。

後藤部会長 実際にワープロの解除の選定をするときに、中古品で使われている状況というのは結構あるのかというようなことは調査なさったのですか。

取引指導課長 具体的なデータをとるような形では調査しませんでしたけれども、販売

店とか、メーカーから意見を聞いた限りでは、余り流通していない、あるいは家電量販店、あるいは中古パソコン等を販売している販売店等に意見を聞いても、パソコンはご案内のとおりかなりマーケットに出回っているんですが、日本語ワープロについて、たとえば中古としてパソコンと同じような形で流通しているかということになると、ほとんどないということでしたので、そういうことも含めて今回解除したということでございます。

松本会長 佐野委員の中古についての話が2点ですね。一つは、中古品の製造年月日について保証書に表示を義務づけるかという話で、これは保証の内容の表示ではなくて、商品そのものの表示のほうだから、中古品の表示について東京都として何かルールをつくるとすれば、それは保証というよりは、商品そのものの中古品かどうかを含めて、使用履歴等が必要であれば、そういうのを表示義務として別途つくっていくという方向になるのではないかと。保証のほうは義務ではなくて、保証書を添付している場合にはこうしなさいという話であって、中古品の場合はむしろ販売業者として積極的にそういう情報を出すべきであるという観点から、もし対応するとすれば、すべきではないかなという気がいたします。

それとの関係で、中古ワープロというのも多分売っているのですが、保証書までつけて、つまりNECやIBMが今回やっているように、中古パソコンを少しきれいにして、保証書をつけてという形の売り方は多分していなくて、中古品は中古品として、そのまま、いわば現物の状態で売っているのであろうということであれば、中古品販売について保証しなければならないという義務づけをするなら別ですが、保証書が一般に使われているような商品について、条例で表示すべき事項を義務づけるという考え方からいけば、中古ワープロというのはもはや消えていくものであって、保証書つきで今後売られるということは余り考えられないと、そういう実態判断だと思うのですね。ですから、中古品だから、壊れてもいいかどうかという話とは別の問題として、保証書つきで売られているという実態がなければ、今回は入れる必要がないという結論に多分なると思うのです。

三原委員 二つありまして、まず一つは、いまお話が出ていましたコンピュータに接続するプリンターですね。事務所やなにかだと、コンピュータが何台あっても、プリンターは1台ということはありませんけれども、家庭用というふうに考えると、ほとんどワンセットで所持しているという傾向のほうが強いような気がしますので、たとえば電話機にファクシミリの装置が入っているのを今回指定するというか、追加しますね。同じ感覚で私はプリンターを入れていいのではないかと気がすごくします。確かに最近買うような電

話機のように機械的にワンセットにはなっていないと思いますけれども、ほとんど一緒にセットして使うということを考えれば、当然、プリンターも私は含めたほうがいいなど。ですから、ファクシミリ機能を有する電話と同じ感覚だと思います。これが一つ。

それから二つ目は、新たな視点での検討の中で、販売店独自の有料保証ということが今回議論されていまして、大変いい視点で議論していただいていると思うのですが、私も不勉強でよくわかりませんが、消費者の6割の方が利用されているというのは、有料保証というものに保険的にお金を払って利用しているという意味なのか、実際に修理をしたという方が6割いるのか、その辺の数字のとらえ方によって内容が変わってくると思うのですが、保険的な目的でお金を払って保証をもらうということは決して悪い制度ではないと思いますけれども、たとえば損害補償の保険会社なんかは膨大なデータに基づいて、こういう損害が発生した場合は幾らぐらいの保険料をいただいていることが適切かというようなことを、かなり科学的に検証して金額を出していると思うのですね。これは私も実態はわかりませんが、購入金額の数パーセントという形で保険料的に消費者からいただいて、販売店等が保管をするといいますが、お金を預かるわけですが、実態に消費者が数年のうちに修理に持ってこない、実はこれは販売店の利益になってしまうわけですね。だから、そのところをよく考えて、有料保証制度はいいと思うのですが、販売店の任意に任せて数パーセントの保険料的な手数料をいただきますよという、一つの品物なら数百円かもしれませんが、量販店になると、大変な量が出るでしょうし、それを全国的に見ると、1日に大変な金額が量販店側に入るのではないかなと思うと、さあ、それが実際に修理のために使われていないとすれば、思わぬところに思わぬ利益を生んでいるのではないかと、こういう気がしてなりませんので、これは至急の検討課題となっておりますが、ぜひ本当に突っ込んだ議論をしていただいて、実態も調べていただいたほうが私にはいいと思いますけれども、余りに野放しに、数パーセントで、どうぞどうぞというのはどうかなという気が少ししますから、ぜひ本格的な研究をしていただいたらありがたいと思います。以上です。

後藤部会長 佐野委員の先ほどの製品履歴のことについて小部会長からお願いします。

鈴木小部会長 修理欄のトレーサビリティのお話ですが、中古品を売る事業者は、その履歴を調べることはできないと思います。製造年は確かに器具に表示されていますが、修理履歴までは表示されておりませんから、トレースは無理だと思います。いまN E Cだけが保証書をつけておりますが、たとえば町のリサイクルショップで保証書をつけ

るといようなときに、買い取ったものがいつ修理をされたかまでは調べられないでしょう。保証期間内でしたら、保証書の修理欄に書かれているかもしれませんが、リサイクルショップが保証期間経過後の修理履歴まで消費者に逐一聞いて書くというのは無理だと思いますね。それと、修理欄は保証期間内の修理だけを書くシステムになっておりますが、修理した人がそれすら実際にはなかなか書かないという実態もあります。修理欄に書くというのが最大限だと思いますね。それから保証書に保証期間後の修理履歴までを書かせることができるかという、もっと基本的な問題もあります。

佐野委員 買う側にとっては、それがあると、また何人の手を渡ってきたのかなとか。

鈴木小部会長 それはわかるのですが、無料修理をやりますというサービスの問題で、そこまで書かされるかという問題があると思います。

迫田委員 先ほど佐野さんがおっしゃったことと同じですが、指定商品というやり方が本当にいいのかどうかという、問題ではないかと思います。今後の検討課題だと思いますが、少なくとも保証書の添付を義務づけているわけではないわけですね、この指定商品に対して。書く場合はこういうことをしなさいという制度である限りにおいては、買う側はこれは指定商品だから保証書がきちんとしていて、そうではないから、保証書がきちんとしていなくてもいいというふうな認識はだれも持っていないわけです。保証書をつけるならば、こういうふうなものをきちんと書きなさいという制度のほうが消費者にとってもわかりやすいし、当然、そうであってほしいと思うんです。ですから、指定商品を決めたり、外したりというような考え方から、やはり次の段階にいかないと、多分、その作業そのものもとても大変な作業だと思いますし、何を選ぶか、選ばないかということを考えていくことでも大変だと思いますので、やはりこの指定商品を決めるという考え方を次の段階は変えていかななくてはいけないのではないかと思います。それは私の個人的な意見です。

もう一つは、先ほどの有料保証の話ですけれども、確かにこの保証の制度としてこの中で議論するというのも一つあり得るとは思いますが、明らかに保証書の考え方と有料保証というものは考え方が違うと私は思っていて、つまり買う側としては、お金をかけるかどうかというのは保険だというふうにあくまでも思って、つまり自分のミスで何かあったときでもかえてもらえる、そういう意味で、量販店で言われたときにかかるか、かけないか、決めているところもあるので、一つの考え方としては、あくまでも有料保証というのは保証書の制度とは違いますということを伝えていくというようなやり方もあり得るのではないかと。これも個人的な意見です。

齋藤会長代理 細かいことで恐縮ですが、新規指定品目の3番目、PHS端末を含むと書いてあって、携帯電話端末とありますからいいのでしょうかけれども、上位接続型のPHS端末と小さいカード型、あれはこの中に入らないと。電話ではないから入らないと読んでいいのかどうかということがまず一つ。よろしいですね。

後藤部会長 はい。電話には入らないと。

齋藤会長代理 電話ではないから、あれは入らないということですね。

それと、プリンターは恐らく、パソコンを指定したので、何となく安心して抜けてしまったのだと思うので、ぜひ入れてください。それは多分そんなことではないかなという感じがします。というのは、今日の資料の後ろにも、調査の結果、メーカーの保証書を使った修理でカラープリンターというのが例で挙がっているくらいですから、視点がちょっとなかったのではないかと思うので、ぜひ入れていただいたほうがいいと思います。

それから、大変ご議論いただいたということで、表示事項のほうですけれども、法的責任についての表示の中身ですけれども、先ほど口頭によるお話で、私も聞いていてよくわからなかったので、どういう議論がされて、どうしてこの結論に至ったのか、もう少しわかりやすく言っていただくとありがたいです。それに関連するのかどうかですが、この審議会用の資料がありますね。これの33ページの一番右側の最後のほうに法的責任の記載事項が書いてあって、もう一つ、きょう配っていただいた「保証表示の概要」というのがありますね。これの10ページ、表示すべき事項の11番目に法的責任とあって、この記載の中身が異なっているのですが、これは何か理由があるのですか。それとも、今回の法的責任の表示の方法を議論されたのに関係があるのか、ちょっとそこを教えてください。

松本会長 では、事務局。

取引指導課長 お手元の資料の「保証表示の概要」の中の、たとえば10ページにあります四角で囲んである「表示すべき事項」の欄の11番目の「法的責任」について、「事業者は当該保証表示によって当該商品に係る法律上の責任を免れるものではない旨」と書いてございますが、これにつきましては、東京都が告示するときの告示の文章をそのまま記載してございます。先ほどから議論がございましたように、この表現そのものもすごくわかりにくいということもありまして、別の資料である「消費生活条例と私たち」では都民啓発用ということで、この33ページで若干かみ砕いて書いているものでございます。

齋藤会長代理 必ずしも同じではないので、読んでいくと。ちょっと説明として正しいのかどうかという印象を受けたものですから。それは次の話で。今回の法的責任の表示が

こうなったことについて、すみませんが、さっきお聞きしていて、よく自分でも頭の整理ができなかったので、もう少しわかりやすく、なぜこういう表示になったのかということの説明していただきたいと思います。

後藤部会長 これは告示で11項目、表示すべき事項がありますけれども、具体的に検討しましたら、結局、今回改めるべき部分というのはこの11番目だということになりまして、11番目について審議したということでもあります。この11番目の書き方が、「法的責任（事業者は当該保証表示によって当該商品に係る法律上の責任を免れるものではない旨）」、こう書いてありまして、法的責任を免れないというふうに断定しておりますので、この表現だけ見ると、法的責任を常に免れない、免責が生ずる場合というのはいり得ないというように読めるということでもあります。しかし、本当にそれでいいかということを検討しますと、消費者契約法が2000年にできまして、消費者契約法に照らしても、事業者と消費者間での合意によって、一定の場合について責任を免れるということが出来るわけでありまして、そういう事業者と消費者間の契約上の合意というものと、それから保証書によって免責条項を定めたときに、その保証書という中での免責条項というものと同質に論ずることができるかどうかという問題は一つ別個の問題としてありますけれども、いずれにしても、事業者と消費者間での合意で、事業者が負う責任を免れる部分というのがあるわけでありまして、それを考慮しますと、この11の表現では不正確になる、そういうことでありまして、そのような考えに基づきますと、実際、いろいろなパターン分けをして、こういう場合については保証書によって免責ができる、こういう場合にはできないというような形で分けて考えることもできますけれども、現在の保証書の書き方の状況を見ますと、消費者契約法に照らして免責が生ずると読めるような書き方にはなっておりません。保証書には、これについて保証しますと書いてあるわけでありまして、免責しますという形で書いていないわけでありまして、そして、あることについて保証しますと書いてある場合に、ほかについては何ら責任がない、たとえば民法によって当然生ずる責任について、その責任はないという趣旨で保証書が書かれていると考えることには無理がある。

こう考えてきますと、結局、基本的には11の項目の表現と内容的には変わらないけれども、それを免責の余地もあり得るという形で、より正確にしたということです。ただ、表現としては免責もあり得る形にしていますけれども、それで保証書による免責というのが大手を振って通っていいのかどうかというと、それはそうではない。先ほど言いましたように、保証書の記載によって、消費者契約法に照らして免責条項と認められるような書き

方がされているかどうかという問題と、その書き方について、解釈として、免責条項とみることができるかどうかという問題がある、そういうことであります。

齋藤会長代理 おっしゃっていることはわかるけれども、もとのほうは、保証書を出している事業者の責任について記載がされている。今回、改正すべきだと提案されているのは、保証書を出している人ではない、全く関係がないかは別にして、以外ですから、その他全部入るわけですね。その責任が制約されないということであって、何かちょっと言っていることが違うので、もしいまのご説明であれば、まず保証書を出す事業者については、先生、長く説明されましたけれども、長くなってわかりづらくなるのはけしからんということになるかもしれませんが、こういうこともありますから、これに制約されませんと。それから保証書を出していない事業者の責任は制約するものではないというふうに書いてあげないと、いまもって、責任について言及している主体が全く違う主体のことを書くことになりますよね。

松本会長 ちょっとそこは鈴木小部会長に、そもそものこの条例のできたときのいきさつを説明していただきましょう。

鈴木小部会長 もともと法律上の責任というのは、メーカーが発行している場合にはメーカーの責任は不法行為責任の問題です。販売店の責任とは関係ないのですが、消費者のほうで、瑕疵担保責任や何かもないと誤認してしまうから、それを誤認されないように11項目を置くということだったと思います。メーカーが発行するときには販売店の責任とは関係ないのですよという、主たる趣旨はそこにあったのです。瑕疵担保責任ですとか、それを詳しく書くとよけいわからなくなるという問題があって、現行の告示文になっているのです。それで、売買契約上の責任と保証書とは関係ありません、売買契約上の権利義務関係とは別に無料修理のサービスを約束するものだという趣旨がわかるようにするということでした。要するに一種の不利益誤認防止規定という形で表示するよう求めたのです。この部分については現在も変わらないと思います。

齋藤会長代理 そうすると、直前の表示のほうがいまの趣旨に反しているというか、誤解を受けているということになりますかね。そもそも保証書を出しているメーカーの責任のことではなくて、販売店の責任が、保証書があることによってなくなることはないんだよということをわかってもらうための表示ですよ。そうすると、元は、事業者の責任云々ということしか記載がないので、いまのような趣旨からすると、むしろ今回のほうが鈴木先生がおっしゃるような趣旨に合っている、こういうことになるのですか。だとする

と、もうちょっと具体的に書いてあげたほうがいいのではないですかね。保証書の発行によって販売店、と限定してしまうのがいいかどうか検討は必要でしょうけれども、その法的責任が制約されるものではありませんと明白に書いてあげたほうが、いまおっしゃったような制度趣旨に合うのではないのでしょうかね。

鈴木小部会長 メーカーの不法行為責任や製造物責任も関係しています。

齋藤会長代理 だとすると、メーカーはまさしく保証書を出している主体ですから、その人の責任が云々されるものではないということも書くということになると、やはり二つ書くか、メーカーはこうですよ、販売店側はこうですよと書いてあげないと。というのは、こっちはあるけれども、こっちは書かないということは、こっちは関係ないということで、裏返して解釈される可能性もありますのでね。

松本会長 いまの話は、消費者契約法が出てきた関係で、メーカーとしては不法行為責任を特約によって免責する可能性が出てきているわけですよ。それをこの表示事項として、自分の法的責任を一切免れてはいけないという強行法的なものを入れてしまうと、消費者契約法上は可能なのにというのとバッティングするわけですよ。したがって、バッティングしない部分は何かという、ほかの事業者の責任はとやかくは言わないよという部分はバッティングしないわけですね。だから、問題は、従来の表示すべき事項は「事業者」という一つの言葉でメーカーと販売店と両方を含んでいたことにあります。ここで言う事業者は一体どっちなのか、販売店・販売店か、メーカー・メーカーか、メーカー・販売店かという3通り、あるいは販売店・メーカーという逆の組み合わせも加えて4通りの組み合わせをすべてここに読み込むと、ルールとしては、非常におかしな話になってくる。それをもう少し、4通りを分けて、はっきりとやってはいけないことを明確にした、メーカーの保証書でもって販売店の法的責任がゼロになるわけではない、逆に販売店の保証書でもってメーカーの責任がゼロになるわけではないというところだけを明らかにしたのが今回の案だと。販売店が販売店の責任について免責する可能性はあり得る。メーカーがメーカーの責任について免責特約をきちんと結べばあり得る。あり得る部分についてはここには入れない。

齋藤会長代理 わかりました。まず前の案の事業者は両方入るというのは、確かにそう読めばなるほどとそれはわかりました。そこはちょっと勘違いしていたのかもしれませんが、だとすれば、もう少し書いてあげないと、さっきのような制度趣旨には合わないのではないですか。

取引指導課長 事務局のほうから補足させていただきます。いまご議論があったような形で、まず法的責任について、メーカー、販売店等でその性格が違う、だから基本的に書き分けなければいけないという議論があったわけですが、それを告示事項、いわゆる今回の中間報告の別紙3にあたりますが、そこで全部盛り込むのはなかなかむずかしいという結論に達しました。ただ、齋藤先生がおっしゃったように、事業者に対してこれだけじゃわからないだろうということは部会でも議論がありました。そのためには行政の実施要領の中で、たとえばメーカーの場合にはこんな例文でこういうふうにわかりやすく書きなさい、あるいは販売店ならこういう例文でわかりやすく書きなさいというような形で、それぞれの場合に応じて、実施要領でかなり明確に指導できるようにしていきましょうということになりました。中間報告の別紙3にそれをすべて盛り込むというのは、かえって混乱を招くおそれがあるので、この表現にとどめたということで事務局のほうは理解してございます。

齋藤会長代理 わかりました。そういう議論がされているのであれば、わかりましたので。ただ、いずれにしてもわかりやすい表示をして、先ほど鈴木先生がおっしゃるように、制度趣旨から言うと、そこがわかるような具体的な中身を明らかにしていただいたほうがいいかなというふうに思います。

後藤部会長 メーカーの責任の部分と販売店の責任の部分と両方議論したものを合わせたら、この表現になったということです。

高橋(か)委員 先ほど部会長から説明がありましたけれども、中間報告の4ページの下の2行目から5ページの上から3行目、私、これが非常に重要なことを指摘しているなというふうに感じたのですが、20世紀は量の時代、21世紀は質の時代だということもよく聞くのですが、消費者はやはり質の高い商品、またサービスを求めていきますよね。そういう中で、時代が団塊の世代というか、ここ10年、20年、多分注目されるのではないかと思いますけれども、この保証書のあり方について、要するに読みやすい文字、先ほどの字が大きいとかというのではなくて、バックのカラーがという話がありましたけれども、その辺もやはり重要ではないかなと思っております。そう考えますと、事業者がいかに消費者の年齢を重視して保証書を作成するということは重要じゃないかなと思っておりますし、バックのカラーもそうでありますし、大きさの問題についても、やはりこれは消費者を大切に、顧客を大事にする大変なポイントではないかなと私は考えました。これを何らかの形で事業者に対して行政から働きかけるというか、指導していくことはできるのかど

うか、ちょっとお伺いしたいと思います。

取引指導課長 いまご指摘のあった高齢者に配慮した J I S 規格に基づいた、読みやすい文字という関係でございますが、お手元にお配りしました「保証表示の概要」のたとえば10ページをごらんいただきたいと存じますが、一番下の「表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項」の欄で、いままでもわかりやすい、読みやすい文字にすべきだという審議会の答申をいただいて、行政のほうとしては、10ページの一番下の欄の(1)でございますけれども、「表示に用いる文字は日本工業規格に規定する8ポイントの活字以上の大きさで、地色と対照的な色とすること」というような形で、具体的に基準を事業者に対して示してございます。ですから、今回は、この中間報告にございますように、昨年10月に J I S のほうで新たに高齢者に配慮する年齢に応じた文字の大きさの規格等ができてまいりましたので、そういうものも踏まえて、審議での答申をいただいた段階で次回の告示の内容についても具体的に行政として検討していきたいというふうに考えてございます。

高橋(か)委員 トラブルというか、老眼鏡を持っていかないと買い物ができないでは、確かに先ほどもありましたけれども、壊れて初めて保証書を見る方も確かにいますけれども、やはり時代はだんだんとアフターのことを考えながら消費者は消費していくのではないかと私は思っていますので、できれば、ポイント関係もお考えいただいて、保証書を作成していただくよう指導していただきたいとお願いいたします。

それから、実は保証書と保険書のコピーをいま持っていますけれども、あるメーカーの10年保険書、それから一般的な保証書。辞書を見たのですが、その辺は多分議論されたと思うのですが、保険書のほうはどっちかという、確かなものだ、大丈夫だと。補償のほうは損害や出費を金銭などで補うというふうに、その後にもまだありますけれども、この辺の議論は小部会の中でされたのでしょうか。

取引指導課長 いまご質問のあった保証と補償、それから保険と、いろいろ使われているのですが、違いというのがあるのか、辞書的には違うのではないかというご指摘だと思うのですが、その関係につきましては部会の中でも議論になってございました。いわゆる保証表示において実態として、あるいは法的性格としても、いまのこの3種類の言葉が実際に使い分けられている状況にはまだないということ。具体的には事業者が勝手にその用語を使っている状況でございます。東京都の条例では保証表示を、先ほど部会長がご説明しましたけれども、広くとらえるということで、保証表示とは必ずしも保証書の形態を取るものに限らず、広く保証する旨が表示されているか、または保証の後がない場

合でも通常保証の様態として行われている修理、取り替え等をする旨が表示され、それが保証と同趣旨と判断される場合にはこれを含むという形にさせていただきます。したがって、事業者が補償ですとか、保険というような表現を用いたといたしましても、消費者から見たときに、いわゆる保証書とみなされるものすべてを条例の対象にしているということでございます。

なお、保険については、保険会社が行うたとえば損害保険というような場合については法律で保険業法ですとか、金融商品の販売等に関する法律等が適用されますので、そういう場合には条例ではなくて、法律によって規制されるというふうに考えてございます。

鈴木小部会長 要するに、保険料を支払わない無料のものは、消費者が保証書と同じに考えている、見ている、また、そう機能しているので、メーカー保証書と同じに扱う。有料のものについては、先ほど部会長からご説明がございましたように、これから検討するということです。ですから、保険証と書いてあっても、無料のもの、消費者が保険料を払わないものについては、現在の保証書扱い、有料のものについては今後の検討課題ということになるわけです。

高橋(か)委員 ただ、いまあるメーカーの保険書を見ているけれども、期間もそうでありますよね。それから見ますと、一度保証を受けたら、もう次は、その以後は保証責任はないとか、かなり細かく、これは拡大したものですけれども、その辺の保証のあり方についてということについて、やはり今後、その辺を統一することはできない。確かに保険の保証だから、保険の保証と、いま言った無料の保証とありますよね。ただ、消費者は保証といいますと、保険書ではなくて、保険書を見ながら保証という感覚を持つ消費者もいると思うのですよ。その辺の誤解を受けないような対策を何か講じるべきではないかなと。

鈴木小部会長 それは10年無料保証のケースだと思うのですが、それも検討いたしました。その場合は、保証の条件が違うのです。メーカー保証書の場合は、商品、そのものの不具合、要するに故障の問題なのですが、それは落雷ですとか、火災を含むという形になっておりまして、不良品としての故障の問題だけではないのです。ですけれども、東京都の保証書の規制は、どういう内容の保証をなさいますとか、保証書をつけなさいではなくて、保証する場合にはその内容を明らかにしなさいということですから、それは一種の無料修理条件、保証条件として、保証内容とか、保証条件のところに明示されればよいという考え方になります。ですから、現在の東京都の条例の保証表示規制の中に入る、保証内容は

違っていてもそれを明らかにすればいいという結論になりました。10年間のうち、1回修理したら、もう二度と修理しませんというのも保証の条件ということになるわけです。

高橋（か）委員 私事ですけれども、実はあるメーカーのプリンターが去年の暮れに壊れて、メーカーに電話したら「保証書はありますか」と。保証書の日をみたら、1週間ぐらいちょうどたっているんですね。これから暮れ、正月を迎えるに当たって弱ったな、これはどうなるのかなと相談をしたら、「どうぞ、こちらに持ってきてくれるか、送ってくれば、それなりに善処する」と。これは相当の請求書が来るかなと思いましたが、日にちがたっているのに無料で修理していただきました。ですから、この辺の事業者、メーカー、この辺のサービスをしっかりやること、プラスアルファのサービスをさり気なくやっていただくような雰囲気というのは、やっぱり保証書をいかに消費者がこれから見ていくんだ、見られるんだということの環境をつくるべきではないかな、そんな気がいたしました。

鈴木小部会長 お話の場合ですと、保証書の有効期限が切れても、売り主の瑕疵担保責任が残っていれば、無料修理をするなり、交換するなりするはずなのですね。ですから、消費者が保証書の期限が切れたら有料修理になるだろうと思わないためにこの条例規制が行われているのです。

松本会長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

須古委員 ちょっととんちんかんな質問かもしれないのですが、先ほど高齢者にやさしいというところがあったのですが、いま東京は特にですけれども、世界的にグローバル化ということが言われていますよね。そういった中で、やはり外国人に対して取扱説明書のこと含まれてくると思うのですが、そのあたりのところでの保証書について何かご検討されたのでしょうか。

後藤部会長 それは検討していませんね。

須古委員 今後、そういったところの視点も踏まえていく必要があるのかなとは思っていますね。多分困っていらっしゃる方は、今後出てきて、どこに何をどうしたらいいかというところで、どのようにメーカーにアプローチしたらいいか、販売店にアプローチしたらいいか、そのあたりなこと等でも困られていると思うのです。

鈴木小委員 10年以上前に、視力障害者と聴力障害者について生活情報をどうしているかというアンケート調査をしたことがあります。視力障害者の場合は取扱説明書を読めません。どうするかというと、まず販売店で説明を聞いて、それを記憶しておくという、す

ばらしい記憶力の方もいらっしゃいますが、そういうものを音読してくださるボランティア団体がありまして、そこで音読してもらおう。それからもう一つは、ともかく使ってみるという人たちもいらっしゃいます。故障してしまうと、正常な使用状態でなかったから保証書の問題ではないといわれて有料修理になるというケースも実際にありました。これは保証書以前の問題でして、取扱説明書をテープ化するなどしていただかないと、解決できない、なかなかむずかしい問題なのだと思います。

後藤部会長 やはり保証書だけではなくて、取扱説明書にも言えることであって、それを幾つかの言語で書くとか、そういうようなことについては、ここでの検討課題というよりは、もう少し広い意味での検討課題になると思います。

鈴木小部会長 それからもう一つ、ユニバーサルデザインとの関係で申し上げますと、いまのようなマイコン内蔵のボタンタッチ式では、視力障害者は何番目のボタンかは触らないと分かりませんから、タッチすると最初のボタンで稼働してしまうという問題があって、いまのタッチ式のものは、視力障害者にはすごく使いにくいという話も当時から出ておりました。

高橋（滋）委員 1点、先ほどのパーソナルコンピュータ等については、プリンターもそうですし、あと、デスクトップなどの場合は、やっぱり表示機器と、いわゆるコンピュータ本体が分離されている場合もあると思いますので、その辺、パブリックコメントまでの細かな表現の微調整だと思いますので、どこまで含めるかはいろいろとご検討いただいでしかるべき処置をとっていただければと思います。

それからあと、2点、これは今回の実際上の手続には関係ないお話だと思いますが、先ほどの法的責任のところについては、いわゆる消費者契約法のもとで何か免責特約みたいなものがあり得るということで、こういうふうな表現にかえられたということによろしいですね。

松本会長 いや、消費者契約法がなかろうが、免責特約は有効であって、消費者契約法はむしろ免責特約が有効になる場合を限定したわけなので、したがって、消費者契約法ができる前からこの表現は問題があったと。

高橋（滋）委員 ただ、その辺が明らかになって、こういう表現にかわったということになると、当然、事業者のほうもプロですから、そういうことがあり得るということで、いろいろと契約内容をかえてくる場合がある。そこで、その辺、誤解がないように、要するに消費者に保証書の内容と特約みたいな内容とが誤解がないように、ひょっとしたら、

今後はそういう事態があり得るかもしれませんので、それはそういう事態があったときには機敏にご対処いただきたいと。今回の手続とは関係ない話ということです。それが若干の感想ですね。

それから3番目ですが、先ほどいわゆる個別指定の制度が非常に手続が煩瑣だと、こういう話で、これは確かにそのとおりだと思いますが、他方で、やっぱり都の条例でいろいろと行政規制の対象になることになりますので、非常に包括的に網をかけるということになりますと、行政法でいいますと、予測可能性の問題とかという話になりますし、さらには規制の実効性、有効性の確保上どうかという問題もありますので、個別指定の制度を全廃して、包括的に網をかける制度にかえる際にはそういう問題点もあるということをお踏まえて、少し慎重にご検討いただきたいということです。以上、3点です。

松本会長 ほかにいかがでしょうか。

原委員 私は、部会のほうも、小部会のほうも、委員として出ていましたので、発言はちょっと控えさせていただいていたのですけれども、一言だけ言いたいというふうに思いまして、今回、この保証書のテーマを取り上げてみて、大変たくさんの大きな問題があるというのが、検討を終わってみて、何か次の課題がまだまだたくさんあるなということが印象です。それで、先ほどからのご発言を聞いていても思うのですけれども、販売店の保証書の問題と、それからいま行われている表示事項のところの免責条項のところは非常に混乱をしているというか、これが新しい形で一般の消費者、都民に出されても、受け取る側も非常に混乱をするというのでしょうか、何を言われているのかなというふうな感じになるというふうに思いますので、それは実際にここで決められたことをどうこうということではないのですけれども、これを出されるときには、いまここでいろいろと話されたようなことをきちんと消費者側に情報提供をするということをごぜひやっていただきたい。それから、積み残された課題というのがありまして、販売店の保証のところでもちょっと7ページから8ページぐらいに書かれているのですけれども、条例を適用するという点について対応すべきだということについてはそのとおりなんですけれども、何を表示すべきかという事項については早急に検討する必要があるというふうに書かれておりますので、このあたりも次のステップとして、どういうことが課題になっていくのかということも明らかにしておいたほうがいいのではないかなというふうに思います。私は、いろいろと皆さんのご質問なされることは本当にもっともだというふうに思っていて、これは多分、都民に向けられて出されても同様だというふうに思いますので、検討していただけたらと思

います。意見です。

松本会長 ほかにございませんでしょうか。それでは、本日、非常に熱心にいろいろなご意見をお出しいただきましてありがとうございます。今後の検討課題とすべきことも多々指摘されましたし、また明日から3月23日まで都民意見を募集するという事になっておりますから、そこで寄せられました都民意見と、それからただいまさまざまにご指摘いただきましたご意見を踏まえて、部会のほうでさらに審議を重ねていただきたいというふうに思います。

本日、生活文化局長にご出席いただいておりますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

生活文化局長 生活文化局長の三宅でございます。本当にお忙しい中を委員の皆様、ほぼ全員のご出席をいただきまして熱心にご審議いただきました。昨年9月16日に諮問書をお渡ししたわけでございますけれども、後藤委員を初めとする表示部会、11人で5回の審議をなさっていただきました。それから小部会は鈴木委員を小部会長といたしまして、5人の方で7回も審議をいただきました。非常に熱心に、精力的にご検討いただいております。本当に感謝申し上げます。ただ、保証書一般は私ども都民には非常に関連が深いのでございますけれども、この保証書の問題は極めて限定的で、しかも、中身も非常にむずかしいということでございまして、アンケートの調査を見ましても、なかなかみんなそれぞれの取り方が違うようでございます。しかしながら、保証書の有無というのを購入の一つの条件として消費者が考えていることも事実でございます。本当に多機能、高機能の商品が出ておまして、私どももなかなか商品知識そのものもありませんし、それから購入、あるいは修理に当たっての知識も非常に危ういところがあるわけでございます。デジタル製品を今度入れていただきましたが、特にこれから、そういったデジタル商品もますます増えて、新聞によりますと、デジタル商品の設備投資が非常に増えてきて、ますます拍車がかかるといようなこともあって、GDPの押し上げの一つの原因になっているといようなことも聞いておりますが、ますますこちらがその分だけ情報弱者といつか、知識弱者になっていく感じがいたします。それから、先ほども議論がありましたように、その分だけ、今度、中古品の需要が増えてきたということもありまして、ますます市場が複雑化しているということも本当にひしひしと感じております。

そういった中で、この議論をしていただいて、中間報告をいただいたわけでございますが、今後ともやはり消費者にとってわかりやすく、正確な情報が行き渡ることが基本だと私どもは考えております。いま会長がおっしゃったように、今後、これが発表されまし

て、パブリックコメントという形で都民の意見を募集するわけでございます。今後ともまたまたご議論いただくわけでございますが、これからもまたご協力を、あるいはご支援をお願い申し上げまして、私のご挨拶としたいと思います。ありがとうございました。

松本会長 ありがとうございました。

続きまして、本日は明日から開催されます東京都議会に提出予定の東京都食品安全条例案について担当の健康局から報告をしていただきます。それでは、健康局の食品医薬品安全全部長、お願いいたします。

食品医薬品安全部長 健康局の食品医薬品安全全部長の中井でございます。

食品安全条例につきましては、昨年9月のこの審議会におきまして基本的な考え方を説明する機会をいただきました。その後、知事の附属機関であります食品衛生調査会から11月に答申をいただきました。それらを踏まえまして、条例案としてまとめ、今般、都議会第一定期会に上程することと相なりました。改めて条例制定の理由を申し上げます。

お配りしてありますペーパーにございますように、BSE問題などの一連の食品に関する事件、事故が相次ぎまして、都民の不安、不信が高まりまして、食品の安全確保は都政の最重要課題の一つとなりました。とりわけ、東京はわが国最大の消費地であり、また、流通の拠点でありますことから、危害発生への対処が全国に先駆けて顕在化しやすいという地域特性がございます。東京の食の危機は全国的に波及する可能性が大でございます。このため、自治体レベルでも食品の安全確保対策の強化が求められております。

こうした状況を踏まえまして、東京都では都民の健康を守ることを最優先に、国制度のを補完する未然防止策等を定めた条例を制定することといたしました。

条例案の中身でございますが、まず「条例の目的」。「食品の安全を確保することにより、現在及び将来の都民の健康の保護を図る」とうたっております。これは食品安全基本法より一步踏み込んで、目的規定そのものにうたい込んだものでございます。

「基本理念」といたしまして、三つの安全行政を掲げました。まず第1は「事業者責任を基礎とする安全行政」でございます。事業者の責務の確実な遂行を基礎に、食品の安全確保を図ります。第2に「科学的知見に基づく安全行政」でございます。生産から消費に至る各段階で、最新の科学的知見に基づきまして、食品の安全確保を推進いたします。第3は「関係者の相互理解と協力に基づく安全行政」でございます。都、都民、事業者がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に理解・協力しながら食品の安全確保を推進していくというものでございます。

次に今回の条例の大きな特色でございますが、国制度を補完するものとしまして「都独自の未然防止策の創設」がございます。その一つが「知事の安全性調査・措置勧告」というものでございます。規格や基準が定められていないなど、法では対処できないような食品などにつきまして、健康への悪影響の観点から必要と認められる場合に調査を実施いたします。また、調査の結果、健康への悪影響のおそれがあり、法的な対応が困難な場合には、事業者に必要な措置を取るよう勧告いたすものでございまして、その内容を公表いたすものでございます。二つ目に「自主回収報告制度」がございます。これは食品製造事業者等が、食品の違反や食品による健康への悪影響のおそれに基づきまして、自主回収に着手したような場合、知事への報告を義務づけいたします。その情報を都民に公表し、自主回収を促進するというねらいがございます。

以上、これらが都独自の未然防止策でございます。

次にそのほかの事項といたしまして、食品の安全確保に関する施策を総合的、計画的に推進するために食品安全推進計画の策定をいたします。これは中期的な計画になります。策定に際しましては、都民、事業者の意見をいただきたいと考えてございます。また、施策を的確に推進するための附属機関を設置いたします。これには東京都食品安全情報評価委員会がございます。これは食品の安全性に関する情報を都独自に分析、評価する機関として設置いたします。評価の結果は、先ほどお話に出ましたが、安全性調査、措置勧告など、個別の施策に反映してまいります。二つ目が食品安全審議会、これは従前の食品衛生調査会を改組するものでございます。生産から消費に至る食品安全行政の基本的な事項に関しまして審議をお願いする機関でございます。食品安全推進計画の策定などもここで審議いただく予定でございます。

なお、施行時期は平成16年4月1日でございます。ただし、安全性、調査、措置勧告制度につきましては5月1日、自主回収報告制度は公布から9カ月を超えない範囲での施行を予定してございます。

簡単でございますが、以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。ただいまの条例案の報告につきまして、ご質問等ございましたら、お出してください。

池山委員 簡単なことなんですけれども、食品安全基本条例ということではなく、食品安全条例というふうに「基本」が抜けたということにつきましては、具体的に(3)の措置などが入っていることによってというふうに理解してよろしゅうございますか。

食品医薬品安全部長 さようでございます。理念ばかりではないというような意味でございます。

池山委員 具体的な施策が入っているので「基本」を除いたと、そういう当然のこととして理解してよろしゅうございますね。わかりました。

松本会長 ほかにご質問ございませんか。

齋藤会長代理 これは都独自のということですが、東京都は消費地ですよね。生産地はほかの都道府県だったりしているわけですが、ほかの都道府県との連絡、調整、そういうことについては、今回の具体的な条例案の中には何か盛り込まれていますか。

食品医薬品安全部長 具体的な施策としてはうたい込んでおりませんが、理念的な意味合いでは他自治体との連携というのは入っております。ただ、条例では直接規定していないかと思えます。

齋藤会長代理 何かこの施策の中でそれを盛り込めるようなことは予定はされていらっしゃいますか。

食品医薬品安全部長 施策につきましては、推進計画等の中でその辺をうたい込みたいと考えております。

齋藤会長代理 たとえば、つい最近、埼玉県の畜産農家にヒアリングに行ってきたのですが、埼玉県は法律の上乗せで、トレーサビリティの制度の施行を一応始めています。消費者が生産者から、と場も含めて、全部、食肉の履歴がわかるような制度を始めたりする。結局、消費地は東京だというような説明も受けてきているものですから、都民がそういうものを利用するためには、やはり都道府県間の情報の流通といいますが、そういうものがきちんと仕組みができていないといけないので、ぜひその辺を検討していただいたほうがいいのではないかと思います。

食品医薬品安全部長 今回、条例の中には、先ほど申しましたように、具体的な内容が入っていませんが、実は食品安全に関しましては、従来から、特に食中毒対策等につきまして、埼玉はもちろんのことでございますが、関東の主要な県とは常に連携を取り合っております。

企画調整課長 ただいまお話のございました食品安全推進計画に具体的に全庁的な食品安全の取り組みが記述されていくことになると思いますけれども、いまおっしゃった内容につきましては、産業労働局がすでに生産情報プロジェクトという取り組みを始めておりまして、首都圏全域で、たとえば埼玉県が行っておりますトレーサビリティのいろいろ

な取り組みを東京に持ってくる商品にそういったものがある場合には、それを産業労働局が行います実施機関によりまして認定をし、またそれを都民にご紹介をしていくというような取り組みが始まっております。これにつきましては、消費者にもご参加いただいた評価委員会のようなものが産業労働局の中にすでに設置されておりまして、これは自治体だけではなくて、事業者もそういった先進的な取り組みをしているものに対しては、情報を照会していく、あるいは商品にマークをつけていくというような取り組みが始まっております。そういったことも含めまして、各局が取り組んでおります食品の安全の取り組み全体をこの条例に位置づけております食品安全推進計画に落とししていくというのがこれからの作業になってくるだろうと考えます。

平林委員 不確かな知識かもしれないのですけれども、WTO協定の中にSPS協定というのがありまして、植物検疫に関する協定だと思えますけれども、その中で科学的根拠がなしにいろいろ規制などをして、輸入の障害なんかになりますと、やっぱり自由貿易の観点から問題になるので、緊急の措置以外は科学的に証明されないと、そういう措置というのは問題があったように思うのですが、未然予防というのは、確かに消費者保護の見地からは結構なのですけれども、余り科学的根拠なしに、裏付けがないと、やはり問題が生ずるのではないかと思うので、ちょっとその点もご検討されたほうがよろしいのではないかと思います。

食品医薬品安全部長 まさしく先生がおっしゃったとおりでございます、安全性調査等を発動する場合には、先ほど少しご説明いたしました、食品安全情報評価委員会、この意見を聞きまして、そこで初めて安全性調査を発動すべきかどうかを含めまして判断していただくことにしております。

松本会長 よろしいでしょうか。それでは、その他ということでもありますけれども、まず中間報告についての都民意見募集等の今後のスケジュールについて事務局からご説明ください。

調整担当課長 それでは、意見募集につきましては、1枚、要領をペーパーとしてつけてございます。そこでございますように、意見の募集期間は明日、2月25日から3月23日ということで予定してございます。幅広くご意見をいただけるよう、広報に努めたいと考えております。

その後の審議会のスケジュールでございますが、意見募集をしまして、その整理をするということがございまして、4月以降、また部会を再開し審議していただきます。その際

に都民意見と、また本日いろいろなご意見をいただきましたので、それを踏まえてご審議いただきます。そして、5月下旬にそれを最終的な報告といったことで総会に出していただいて、答申をいただきたいというふうに考えております。

スケジュールについては以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。

あと、10分余りございますから、その他、東京都の消費者行政全般について結構でございますから、ご意見、ご質問、ありましたら、お出してください。

池山委員 私ども消費者団体は、消費者教育の問題について、重要な問題としてずっと取り組んでおりまして、あたりまえのことですけれども、消費者被害が増大している中で、やはり未然防止としての消費者教育が必要であるというふうに考えて一連の活動を行っております。それで、昨年も東京都と共催で消費者月間事業というのをやっているのですけれども、その中で消費者教育の問題を取り上げまして、「学校で学ぼう、消費者教育」ということで実態調査などを行いました。その中で、家庭科の時間が減らされて、現場の先生方は本当にいろいろ工夫してがんばっていらっしゃるのですけれども、学校における消費者教育というのも限界がある。それで、東京都も行政として、消費生活総合センターなども中心になって、消費者教育についてさまざま取り組んでいらっしゃいますけれども、やはり急場には間に合わない。私ども消費者団体は、食育の問題でいろいろな学校だとか、PTA、幼稚園のPTA協会などに伺って、出前をやりましたら、いままでになく、学校も閉鎖的ではなく、総合学習で何をやっていいかわからないというふうに考えていたところが、私どもが出前で行くというふうに行きましたら、とても喜んでくださって、とてもいい結果を生んだと思います。それで、いま国も消費者保護基本法の改正で、そろそろ3月15日に具体的なそれぞれ各党の案が上程されて、自民党の消費者保護基本法の改正案なども出ているようですが、その中でも消費者教育については非常に多くの部分を割いて書かれています。権利についても、きちっと消費者教育を受ける権利などというのも挙げられましたので、この際ですから、ぜひこの審議会でも新たな消費者教育のあり方みたいな形で、多面的な実態に合った消費者教育のあり方などについて、ぜひ審議をしていただいて、方向性を出していただけると、私たち消費者団体としても、一般の都民としても、とてもいい形になるのではないかとということですので、要望したいと思います。

松本会長 今後のこの審議会としての審議事項として一つのご提案だというふうに理解しております。ほかに、ご意見、ご質問、ございますか。

原委員 いま池山さんのほうからご意見が出ましたけれども、消費者保護基本法が35年振りに改正ということで、国会に挙がって、成立ということになると思いますけれども、それに見合う形で消費者行政が推進していく形をぜひ東京都でもやっていただきたいというふうに思っております。いま池山さんがおっしゃられたように、消費者教育の必要性はだれも否定することではなく、ずっと言われているのですけれども、なかなか具体的に進展をしていかないというようなところがあって、たくさんの消費者トラブルが消費者センターにいま寄せられていて、それが非常に急増している。毎年ごとに急増していつているというような状況で、こういった子供たちの消費者教育の部分と、それからきちんとした、行き届いた情報提供という部分は非常に大きな課題だというふうに感じておりまして、ぜひこの取り組みを強めていただけたらというふうに思っております。

それから、私、個別には三つほど思っておりまして、一つは有料老人ホームについて公正取引委員会から不当表示についての告示が出ます。これも多分3月末で出ると思うのですが、有料老人ホームもどきみみたいな形のいろんな老人施設、高齢者の施設も出てきておりまして、このあたりも、東京都では一度ガイドブックのようなものも作成されておりますので、取り上げていただきたいと。

それから金融トラブルも大変増えていて、為替証拠金取引ですとか、無認可共済ですとか、金融まがい物商品みたいなものも出てきておりまして、このあたりも1グループ検討していただけたらということがあります。

それからもう一つは、ネット取引の中の特にネットオークションの部分がかなりトラブルの温床になっていて、いまのところ、サイトを運営している事業者は責務を負わないような形になっていますけれども、果してそれでいいのかどうかというところも疑問に思っておりまして、このあたりもまだ手掛けられていない分野かなというふうに思っております。

個別の案件ではそうですけれども、私は全体的な方向性としては、消費者教育の充実ですとか、消費者へのきめ細かい情報提供のあり方ということは、全体的に大きな課題で取り上げていただきたいというふうに思っております。以上です。

松本会長 ほかにございませんか。ほかに特にご意見、ご要望等、ございませんようでしたら、まだ若干予定の時間が残っておりますけれども、以上をもちまして本日の総会を終わらせていただきたいと思います。長時間、皆様どうもありがとうございました。

午前11時50分閉会